

茨城県警察障害者活躍推進計画の取組の実施状況(令和5年度)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第6項の規定による「茨城県警察障害者活躍推進計画」(計画期間:令和2年4月1日から令和7年3月31日)に基づく取組の実施状況を公表します。

目標及び実績

○ 採用に関するもの

目標	(各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率(2.6%)を着実に達成する。
実績	実雇用率は3.11%(令和5年6月1日時点)

○ 定着に関するもの

目標	(各年度)不本意な離職者を極力生じさせないようにすることで、定着率の向上を図る。
実績	これまでに採用した障害のある職員の離職はありません。

○ 満足度に関するもの

目標	(各年度)職場環境等の改善事項を把握し、着実に対応することで、満足度の向上を図る。
実績	定期面談等において、職場環境等の改善要望を把握し、勤務環境の整備を図りました。

主な取組内容

活躍を
推進する
体制整備

- 障害のある職員の職業生活に関する相談や指導を担当する障害者職業生活相談員の配置について全職員に周知しました。
- 産業医及び保健師による相談体制を継続して整備し、障害のある職員の相談先を確保しました。
- 全職員を対象に教養資料を発出し、障害に関する理解促進を図りました。

活躍の基本
となる職務の
選定・創出

- 定期面談等により、職員の障害の程度、特性等の把握に努めるとともに、業務における負担の程度や職員の希望等を踏まえつつ、職務の選定に努めました。

活躍を推進
するための
環境整備
・人事管理

- 障害のある職員からの要望等を踏まえ、電子メモパッド等の就労支援機器を整備しました。
- 定期面談等を通じて、障害のある職員の状況把握や体調への配慮に努めました。
- 職員のワークライフバランスの実現に資するため、各種休暇や早出遅出勤務制度の利用を促進しました。

障害者就労
施設等から
の物品等の
調達の推進

- 警察本部及び警察署において、障害者就労施設に対し各種物品の発注や樹木剪定等を依頼し、障害者の活躍の場の拡大を推進しました。